

事 務 連 絡  
令和2年5月25日

指定障害者支援施設	施設長様
指定障害福祉サービス事業所	管理者様
指定障害児通所支援事業所	管理者様
指定相談支援事業所	管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課  
障 害 者 福 祉 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の  
臨時的な取扱いについて（第2報）

このことについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月10日付久留米市健康福祉部障害者福祉課）により、在宅就労及び在宅支援の取扱いに当たっての考え方を示したところです。

5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき指定されていた「緊急事態宣言」が解除されたことを受け、在宅就労又は在宅支援を継続している利用者については、感染拡大防止のための対応を取った上で、利用者の意向を確認しつつ、原則として事業所への通所による支援に移行していただきますようお願いします。

また、久留米市が支給決定している利用者については、原則として事業所への通所による支援に移行することを検討頂くこととなりますが、感染拡大防止等のため引続き通所を控えたいとの意向を示された利用者に対しては、必要な支援を行っていただきますようお願いします。

引続き在宅就労又は在宅支援を実施する場合は、「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」又は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う「在宅支援」の届出書」を改めて提出する必要はありません。

なお、他市町村が支給決定している利用者について、引続き在宅就労又は在宅支援を行う際には、その必要性について事前に当該市町村に確認の上、行っていただきますようお願いします。

<問い合わせ>

久留米市 健康福祉部障害者福祉課

《事業所運営に関すること》

松瀬・重永・師岡・中島

《個々の利用者に対する支援に関すること》

原口・山崎・池末・松崎・笈島・持丸

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9035

F a x 0942-30-9752

E-mail fukushi@city.kurume.fukuoka.jp